

社会福祉法人晴幸福社会行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：令和8年3月までに、子の看護休暇制度を拡充する（「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度や1時間単位で取得を可能にする弾力的運用を実施。

<対策>

- 令和5年4月～ 社員へのアンケート調査開始
- 令和6年4月～ 検討開始
- 令和7年10月～ 制度導入、職員への周知開始

女性職員を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うために、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間
2. 内容

目標：非正規職員から正規職員への転換数を5名以上にする。

<対策>

- 令和4年4月～非正規職員から正規職員への転換を希望する女性を対象にキャリアアップに関する面談を開始する。
- 令和6年4月～無資格者への研修受講を開始する。